

宮城県不妊検査費助成事業 Q&A

令和4年 11月15日時点

助成要件・助成内容等について		
1	検査開始日時点では、妻の年齢が42歳でしたが、何度か検査を受診している間に、43歳に到達しました。その後の検査は対象となりますか。	検査開始日時点で43歳未満であれば、検査の途中で43歳に到達しても、検査開始日から1年以内の検査については、助成の対象となります。
2	令和4年3月に検査を開始しましたが、対象になりますか。	令和4年4月1日以降に夫婦ともに受けた検査については、対象となります。その場合、助成対象期間は令和4年4月1日から1年間となります。
3	検査開始日とはいつのことですか。	検査を複数回にわたり受診した場合は、そのうち最も早い日をいいます。
4	夫婦が別々の日に検査を受けましたが、検査開始日はいつになりますか。	夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日が基準となります。
5	助成の対象となる期間はいつからいつまでですか。	検査開始日から原則1年間です。
6	助成対象となる検査の指定はありますか。	指定はありません。医師が必要と認める不妊検査(保険適用外を含む)であれば助成の対象となります。
7	過去にも不妊検査を受診したことがありますが、今回再度不妊検査を受診しました。申請できますか。	宮城県から助成金を受給していない場合は申請可能です。
8	既に子どもがいる場合でも助成の対象になりますか。	対象になります。ただし、以前に助成を受けている場合には対象となりません。
9	検査の結果、医師から薬剤を処方されましたが、助成の対象になりますか。	検査の結果を受け実施した治療や薬剤の処方は助成対象外です。
10	受診等証明書(様式第2号)の発行にかかった費用は助成の対象となりますか。	対象となります。
11	複数回の検査の途中で、自己負担額が2万円を超過しました。この時点で申請できますか。	申請可能です。
12	検査が終了しましたが、自己負担額が2万円未満でした。申請できますか。	申請可能です。 ただし、助成申請は夫婦1組につき1回限りであるため、助成金額が2万円未満の場合も、再度助成申請することはできません。
13	夫の検査は令和3年度に終了していて、令和4年度は妻の検査のみ行っていますが、対象になりますか。	対象外です。 令和4年4月1日以降に夫婦ともに検査を受けていることが要件となります。
14	自分が受けた検査が助成対象となるかわかりません。どうしたらよいですか。	「医師が必要と認めた検査」であれば、助成対象となります。ご自身が受けた検査が該当するかどうかは、検査を受けた医療機関に確認してください。
医療機関について		
1	医療機関の指定はありますか。	当助成事業を利用できる(証明書を発行できる)医療機関の一覧を宮城県子ども・家庭支援課ホームページ

		に掲載予定です。なお、掲載以外の医療機関で受診することも可能ですが、「受診等証明書」の発行が可能かどうか予め医療機関にお問い合わせください。
2	夫婦で別々の医療機関を受診しました。両方とも対象になりますか。	対象となります。妻の医療機関が発行した受診等証明書(様式第2号)と、夫が受けた検査の領収書原本(明細書含む)を提出してください。
申請について		
1	申請はどのように行うのですか。	宮城県子ども・家庭支援課に必要書類をそろえて郵送で申請してください。簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達記録される郵便を推奨します。
2	申請額はどのように記入すればよいですか。	夫婦が同じ医療機関を受診した場合、証明書(様式2号)の患者負担(領収)額が2万円を超えていれば「2万円」、2万円に満たない場合は、合計金額を記入してください。 夫婦が別の医療機関を受診した場合、妻の証明書(様式第2号)の「患者負担(領収)額」と夫が受けた検査の領収書の金額を合算した額が2万円を超えていれば「2万円」、2万円に満たない場合は、合計金額を記入してください。
3	領収書の提出は必要ですか。	夫婦が別の医療機関を受診した場合のみ、夫が受けた検査の領収書原本(明細書含む)を提出してください。(妻の分は不要) なお、提出された領収書原本(明細書含む)は、こちらでコピー後、郵送によりお返しします。
4	申請日はいつになりますか。	消印日を申請日として取り扱います。
5	いつまでに申請をしなければなりませんか。	検査終了日又は検査開始日から1年を経過した日のいずれか早い日が属する年度内となります。ただし、申請期限直前に検査が終了した場合は、4月中旬ごろまで申請期限を延長します。
6	申請に必要な書類はどこで入手できますか。	検査を実施している医療機関のほか、宮城県子ども・家庭支援課ホームページからもダウンロードできます。
7	「夫婦それぞれの住民票」とは、それぞれ1枚の住民票を提出する必要がありますか。	夫婦の氏名・生年月日・住所・県内に3か月以上住所を有していることの確認が取れるのであれば、1枚にまとめて夫婦の情報が記載されている住民票を提出していただいで差し支えありません。